

総合評価落札方式の総合評価点数算定基準の改正について

1 企業の地域性・社会性

(1) 労働環境について

令和5年1月改正の経営事項審査通知書において「労働福祉の状況」が「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」に改正されたため、必要箇所を改正します。

④ **労働環境** (必須) (最大 0.3点)

経営規模等評価結果 総合評定値通知書中「**建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 (労働福祉の状況)**」欄の点数により評価する。

- a 経営事項審査の「**建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 (労働福祉の状況)**」が30点以上ある者 (0.3点)
- b 経営事項審査の「**建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 (労働福祉の状況)**」が0点以上30点未満の者 (0.0点)
- c 経営事項審査の「**建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 (労働福祉の状況)**」が0点未満の者 (-0.5点)

* 「**建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 (労働福祉の状況)**」は、入札参加申請日の直前に通知された「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下「通知書」という。)中の「**建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 (労働福祉の状況)**」の点数により確認するため、通知書の写しを提出すること。

(2) 市の維持管理業務への協力体制について

総合評価落札方式における評価項目について、現在、土木建設工事に緊急当番の制度がないため、字句を削除するとともに、維持補修については工事名を正式名称に変更します。

市の維持管理業務への協力体制

各工種以下の項目への参加協力により評価する。

ア 年間委託維持補修工事の契約 (土木建設工事系)

- a 契約している (1.0点)
- b 契約していない (0点)

2 企業の技術力

(1) 優良工事表彰について

現在、表彰対象について「施工箇所が飯田市内の工事を対象とする。」とありますが、企業の技術力の項目であり、地域性の要件ではないため、削除します。

③ **優良工事表彰** (必須) (最大 1.0点)

過去5年間における同種工種の飯田市、長野県、飯田国道事務所及び天竜川上流河川事務所からの表彰実績の回数

- a 2回以上表彰実績あり：1.0点
- b 1回表彰実績あり：0.5点
- c 表彰実績なし：0点

* 1月以降の入札公告から対象年度を切り替える。

(2) 継続学習CPDについて、

令和6年4月1日から県の基準が変わることから、県に準じて改正を行います。

ウ 継続学習 (選択) (最大1.0点)

建設系CPD協議会又は建築CPD運営会議に属する団体が認定したCPDプログラムにおける学習単位により評価する。

(建設系CPD協議会)

- | | |
|----------------------------------|------|
| a 60単位以上を取得している者を主任技術者として配置できる場合 | 1.0点 |
| b 30単位以上を取得している者を主任技術者として配置できる場合 | 0.5点 |
| c 30単位未満の場合 | 0点 |

(建築CPD運営会議)

- | | |
|----------------------------------|------|
| a 36単位以上を取得している者を主任技術者として配置できる場合 | 1.0点 |
| b 18単位以上を取得している者を主任技術者として配置できる場合 | 0.5点 |
| c 18単位未満の場合 | 0点 |

※学習履歴証明書は、次のいずれも有効とする。

- *1 証明期間の最終日が公告日以前3か月以内で、証明期間が3か年以内のもの。
- *2 単位取得期間の開始日が公告日以前3か年以内で、最終日が公告日以前のもの。

3 改正の時期 1 (1) (2) 令和5年12月25日改正 2 (1) (2) 令和6年4月1日改正